現状を把握し、効果的な対策の実施につなげる

地球温暖化対策報告書制度

中小規模事業所は、大規模事業所に比べて1事業所当たりの CO₂ 排出量は小さいものの、都内に約63万もの事業所があり、産業・業務部門の CO₂ 削減を進める上で重要な存在です。都は、報告書制度を通じて、中小規模事業所の取組を促しています。

報告書制度の目的と意義

都は、都内全ての中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」を2010年から開始しました。報告書作成の過程で事業所自らがCO₂排出状況を把握し、具体的な対策の実施につなげることで、温暖化対策の底上げを図ることを目的とした制度です。

各中小規模事業所では、報告書制度を通じて省エネ対策に取り組むことで、光熱水費の削減を進めやすくなります。また、提出された報告書は、都のホームページでも公表されるため、積極的な対策の実施は企業イメージの向上にもつながります。

都は、報告書の提出を、省エネ促 進税制をはじめとする支援策の適用条 件とするなど、地球温暖化対策に積極 的な事業者を支援する仕組みを取り入 れています。

義務提出と任意提出

制度の対象となる事業所は、都内にあるオフィス、テナントビル、店舗、 医療施設、工場など、あらゆる業種・ 用途の中小規模事業所です。

都内に設置(所有又は使用)している複数の事業所等のエネルギー使用量が合算で一定以上になる事業者に対しては、報告書の提出を義務付けている一方、それ以外の事業者も任意に提出

できる仕組みになっています。具体的には、都内に設置する複数の中小規模事業所の原油換算エネルギー使用量の合計値が3,000kL/年以上*となる事業者は、報告書を提出する義務があります。

2014年度の提出事業者数は、義務 提出と任意提出を合わせて 2,200 を超 え、制度開始当初に比べて約 1.5 倍の 提出者数となっています。特に、任意 提出の事業者数の増加が顕著であり、 制度の普及と定着が見受けられます。

※原油換算エネルギー使用量が30kL/年未満の 事業所等は、義務提出かどうかを判定する合算の 対象から除かれます。

省エネ対策のメニュー化により 初心者にも配慮

報告書は、事業所ごとに前年度の CO₂ 排出量や省エネ対策の実施状況 を記載するようになっています。都は、事業所で実施する省エネ対策について、体系的に 255 種類のメニューを提示し、業種業態に応じて初心者でもメニューを選択することで簡単に取り組めるよう配慮しています。

また、特に重点的に取り組むべき メニューには3段階の対策レベルを 設定しており、事業者の実施状況に 応じて段階的にレベルアップできる 仕組みとなっています。

報告書制度を通じて得られた 情報をフィードバック

都は、都内に中小規模事業所を設置している事業者を対象に、「温暖化対策セミナー」を開催しています。このセミナーでは、提出された報告書のデータ集計・分析結果や提出事業者による省エネ・節電の優良事例を紹介しています。

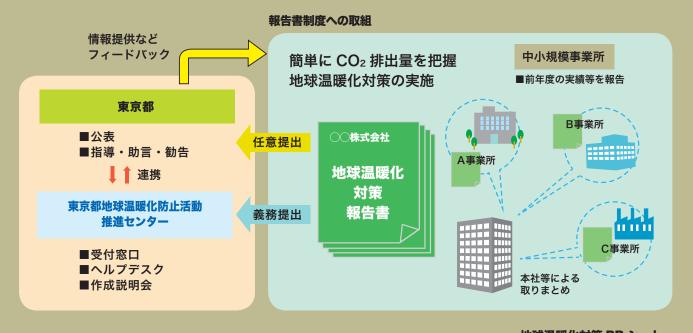
報告書制度を通じて都に蓄積された情報を効果的にフィードバックすることで、対象事業所に新たな気づきを与え、省エネ対策の底上げを促しています。

自社の取組を積極的に PR

2014 年 6 月からは、報告書を提出した事業者が、自社の事業所における省エネ対策の取組状況をエントランス等に表示できる「地球温暖化対策 PR シート」の提供を開始しました。

前年度と比較した CO₂ 排出量の削減率や削減目標などを表記することで、事業所の取組状況を社員や外部の方に分かりやすくアピールすることができます。

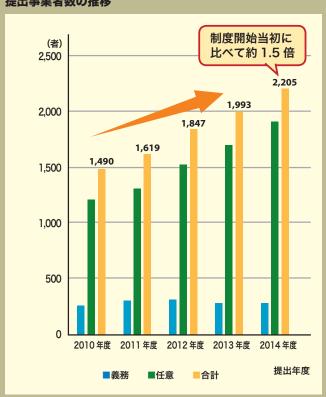
地球温暖化対策報告書制度のイメージ







提出事業者数の推移



提出事業所数の推移

